
平成24年度
定時総会議案書

日時：平成23年 10月22日（土）17時30分

場所：ホテルリッチ&ガーデン酒田2階 レストラン「ふきのとう」

公翔会

東北公益文科大学同窓会

総 会 次 第

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 議長選出

4. 議 題

(1) 事業報告、収支決算について

(2) 事業計画、収支予算案について

(3) 監査報告について

(4) 会則の変更について

(5) そ の 他

5. 閉 会

平成 23 年度 東北公益文科大学同窓会事業報告

自 平成 22 年 10 月 1 日

至 平成 23 年 9 月 30 日

- (1) 母校と会員との連携に関する事項
 - ・ 大学広報誌や大学のイベント案内の送付
 - ・ 教職員へ総会、懇親会案内の送付
 - ・ 大学開学 10 周年記念事業への協力について
- (2) 同窓会名簿の維持管理に関する事項
 - ・ 同窓生データ等の保守管理
- (3) 会員への情報提供に関する事項
 - ・ 同窓会報の発行
 - ・ ホームページの運用
- (4) 会員相互の親睦に関する事項
 - ・ 総会、懇親会の開催（平成 22 年 10 月 23 日ホテルリッチ&ガーデン酒田
2 階 レストラン「ふきのとう」）
 - ・ 支部懇親会の実施（関東）
 - ・ ホームカミングデーの実施（平成 22 年 10 月 24 日）
- (5) 現役学生への援助、協力等に関する事項
 - ・ 課外活動への支援（公翔祭、Welcome Party への助成）
 - ・ 就職活動への支援（就職ガイダンス行きバスへ助成）
 - ・ 卒業アルバム作成への助成（1,000 円×144 人分）
 - ・ クラブ活動への助成（トライアスロン部インカレ出場への助成）
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項
 - ・ 卒業記念品の寄贈
 - ・ 新規入会者へ卒業・修了証明書の進呈
 - ・ 新規入会者へ同窓会会員証の進呈
 - ・ 各地支部設立
 - ・ 会費納入率向上への取り組み（未納者への分納対応）

平成23年度一般会計収支決算
 (自:平成22年10月1日 至:平成23年9月30日)

【収入の部】 (単位:円)

項目	決算額	予算額	対比増減(△)	備考
1. 会費	1,080,000	3,000,000	△ 1,920,000	36口
2. 寄付金	0	0	0	
3. 繰越金	5,194,977	5,194,977	0	
4. 雑収入	305,058	215,000	90,058	懇親会会費、助成金返還、利息等
5. 預かり金	39,892	0	39,892	個人会費返還分等
計	6,619,927	8,409,977	△ 1,790,050	

【支出の部】

項目	決算額	予算額	対比増減(△)	備考
1. 事業費	2,700,701	4,478,000	△ 1,777,299	
①助成金	672,280	1,220,000	△ 547,720	farewellparty助成金等
②広報費	90,073	100,000	△ 9,927	公翔祭助成、会報作成代
③同窓会交流事業費	248,300	342,000	△ 93,700	懇親会費
④卒業記念品贈呈費	388,648	1,400,000	△ 1,011,352	第6期生卒業記念品
⑤入会特典発行費	51,400	66,000	△ 14,600	証明書発行手数料、会員証発送代
⑥大学10周年記念事業費	1,250,000	1,350,000	△ 100,000	創立10周年記念寄付金、ホームcomingデー事業費
2. 会議費	126,324	250,000	△ 123,676	役員会・総会、寄付贈呈旅費
3. 通信費	201,963	300,000	△ 98,037	会報送料、後納料金
4. 事務費	94,505	200,000	△ 105,495	コピー用紙代、振込手数料
5. 記念事業積立金	1,000,000	1,000,000	0	積立金特別会計へ
6. 予備費	2,496,434	2,181,977	314,457	
計	6,619,927	8,409,977	△ 1,790,050	

平成23年度積立金特別会計収支決算
 (自:平成22年10月1日 至:平成23年9月30日)

【収入の部】 (単位:円)

項目	決算額	予算額	対比増減(△)	備考
1. 積立金	1,000,000	1,000,000	0	一般会計より
2. 繰越金	3,514,641	3,514,641	0	前年度より
3. 雑収入	2,696	3,000	△ 304	預金利息
計	4,517,337	4,517,641	△ 304	

【支出の部】

項目	決算額	予算額	対比増減(△)	備考
1. 事業引当金	0	0	0	記念事業等
計	0	0	0	

平成 24 年度 東北公益文科大学同窓会事業計画（案）

自 平成 23 年 10 月 1 日

至 平成 24 年 9 月 30 日

- (1) 母校と会員との連携に関する事項
 - ・ 大学広報誌や大学のイベント案内の送付
 - ・ 教職員へ総会、懇親会案内の送付
 - ・ 大学開学 10 周年記念事業への協力について
 - ・ 学内行事への卒業生の参加
- (2) 同窓会名簿の維持管理に関する事項
 - ・ 同窓生データ等の保守管理
- (3) 会員への情報提供に関する事項
 - ・ 同窓会報の発行
 - ・ ホームページの運用
- (4) 会員相互の親睦に関する事項
 - ・ 総会、懇親会の開催
 - ・ 支部懇親会の実施（関東、仙台、山形、庄内等）
- (5) 現役学生への援助、協力等に関する事項
 - ・ 課外活動への支援（公翔祭等への助成）
 - ・ 就職活動への支援（就職ガイダンス行きバスへ助成）
 - ・ 卒業アルバム作成への助成
 - ・ クラブ活動への助成
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項
 - ・ 同窓会入会式
 - ・ 卒業記念品の寄贈
 - ・ 卒業・修了証明書の進呈
 - ・ 会費納入者への同窓会会員証の進呈
 - ・ 会費納入者への証明書の無料提供
 - ・ 各地支部設立
 - ・ 会費納入率向上への取り組み

平成24年度一般会計収支予算(案)
(自:平成23年10月1日 至:平成24年9月30日)

【収入の部】

(単位:円)

項目	本年度予算額	前年度予算額	対比増減(△)	備考
1. 会費	1,200,000	3,000,000	△ 1,800,000	40口
2. 寄付金	0	0	0	
3. 繰越金	2,496,434	5,194,977	△ 2,698,543	
4. 雑収入	204,000	215,000	△ 11,000	懇親会会費、助成金返還、利息等
5. 預かり金	9,892	0	9,892	旅費返還分
計	3,910,326	8,409,977	△ 4,499,651	

【支出の部】

項目	決算額	予算額	対比増減(△)	備考
1. 事業費	2,308,000	4,478,000	△ 2,170,000	
①助成金	750,000	1,220,000	△ 470,000	farewellparty助成金等
②広報費	94,000	100,000	△ 6,000	公翔祭助成、会報作成代
③同窓会交流事業費	402,000	342,000	60,000	懇親会費
④卒業記念品贈呈費	800,000	1,400,000	△ 600,000	第7、8期生卒業記念品
⑤入会特典発行費	162,000	66,000	96,000	証明書発行手数料、会員証発送代
⑥大学10周年記念事業費	100,000	1,350,000	△ 1,250,000	創立10周年記念寄付金
2. 会議費	70,000	250,000	△ 180,000	役員会・総会
3. 通信費	170,000	300,000	△ 130,000	会報送料、後納料金
4. 事務費	95,000	200,000	△ 105,000	コピー用紙代、振込手数料
5. 記念事業積立金	0	1,000,000	△ 1,000,000	
6. 予備費	1,237,326	2,181,977	△ 944,651	
7. 預かり金	30,000	0	30,000	個人会費返還
計	3,910,326	8,409,977	△ 4,529,651	

平成24年度積立金特別会計収支予算(案)
(自:平成23年10月1日 至:平成24年9月30日)

【収入の部】

(単位:円)

項目	本年度決算額	前年度予算額	対比増減(△)	備考
1. 積立金	0	1,000,000	△ 1,000,000	
2. 繰越金	4,517,337	3,514,641	1,002,696	前年度より
3. 雑収入	3,000	3,000	0	預金利息
計	4,520,337	4,517,641	2,696	

【支出の部】

項目	決算額	前年度予算額	対比増減(△)	備考
1. 事業引当金	0	0	0	記念事業等
計	0	0	0	

平成23年10月22日

東北公益文科大学同窓会 監査報告書

平成23年度収支決算報告書について、その内容に相違ないことを認める。

監事 佐藤 利信 

会則の変更について

現在の同窓会会則に以下の点を反映させる

1) 役員会の扱いについて

[現行]

第12条 役員会は、会長、副会長、理事、監事をもって組織し、会長がこれを召集する。
役員会は総会に付議する事項及びその他の必要事項を審議する。

[変更後]

第12条 役員会は、会長、副会長、理事、監事(以下、「役員」という)をもって組織し、会長がこれを召集する。役員会は総会に付議する事項及びその他の必要事項を審議する。
役員会は、役員総数の過半数の出席により成立するものとする。役員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2) 会費の納入について

[現行]

第15条 本会の会費は、終身会費として3万円とする。ただし、納入した会費については返還しないものとする。また、本会の運営維持のために必要と判断された場合、寄付金を集めることができる。寄付金については金額を定めるものとししない。

[変更後]

第15条 本会の会費は、終身会費として3万円とする。会費は、原則として公益学部生は2年次より半期ごとに学納金等の納入する前・後期の納入期限までに学納金とともに、5,000円を納入する。ただし、大学院生並びに、平成23年度までに入学した学部生は、一括または分割により納付する。納入方法の詳細については、別に定める。

2 本会の運営維持のために必要と判断された場合、寄付金を集めることができる。
寄付金については金額を定めるものとししない。

3) 附則の記載を追加

附 則 (平成23年10月22日改正)

- 1 この会則は、平成23年10月1日より施行する。(※役員会運営変更に伴う第12条及び会費納入方法の変更に伴う15条の変更)

東北公益文科大学同窓会 会則

(名称及び目的)

第1条 本会は東北公益文科大学同窓会（通称を「公翔会」とし、本規約内では以下「同窓会」という。）と称し、母校と会員との連携を密にしながら、会員相互の親睦を図ると共に、母校及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事務局)

第2条 本会の事務局は東北公益文科大学(酒田市飯森山3丁目5番地の1)に置く。

(会員)

第3条 本会の会員は、次の者をもって組織する。

(1)正会員 東北公益文科大学、東北公益文科大学大学院（以下「大学等」という。）を卒業、修了した者。ただし、大学等に在籍したことのある者も役員会の承認を得て会員となることができる。

(2)特別会員 大学等の教職員、旧教職員の希望者及びその他役員会が承認した者

(事業)

第4条 本会の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 母校と会員との連携に関する事項
- (2) 同窓会名簿の維持管理に関する事項
- (3) 会員への情報提供に関する事項
- (4) 会員相互の親睦に関する事項
- (5) 現役学生への援助、協力等に関する事項
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 15名以内
- (4) 監事 2名
- (5) 特別役員 5名以内

(役員を選任)

第6条 本会の役員は正会員のなかから立候補した者、または正会員から推薦があった者を、役員会において審議決定する。

(役員任期)

第7条 役員任期は3年とし再任を妨げない。なお、補欠選任された役員任期は前任者の残任期間とする。ただし、特別役員については任務終了後、任期完了することができる。

(役員任務)

第8条 役員任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、業務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は本会の目的達成のために企画運営にあたる。
- (4) 監事は本会の会計を監査し、総会において報告する。

(顧問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。

- (1) 顧問は役員会の承認により会長が委嘱する。
- (2) 顧問は会長の諮問に応じ、または会議に出席して意見を述べることができる。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会、役員会及び臨時総会とする。

(総会)

第11条 総会はすべての会員をもって構成し、会長が原則として年1回召集し会務を報告する。

(役員会)

第12条 役員会は、会長、副会長、理事、監事(以下、「役員」という)をもって組織し、会長がこれを召集する。役員会は総会に付議する事項及びその他の必要事項を審議する。役員会は役員総数の過半数の出席により成立するものとする。役員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

(部会)

第12条の2 会長は、役員会の議を経て、本会の運営事業執行に必要な部会を置くことができる。会長は、その場合、設けた後の直近の総会に報告しなければならない。また、当該部会に関する規程は会長が別に定める。

(臨時総会)

第13条 臨時総会は、正会員で組織し、必要に応じて会長が召集することができる。ただし、役員数の過半数から請求があった場合には、会長は速やかに招集しなければならない。

(会計)

第14条 本会の運営に要する経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会費)

第15条 本会の会費は、終身会費として3万円とする。会費は、原則として公益学部生は2年次より半期ごとに学納金等の納入する前・後期の納入期限までに学納金とともに、5,000円を納入する。ただし、大学院生並びに、平成23年度までに入学した学部生は、一括または分割により納付する。納入方法の詳細については、別に定める。

2 本会の運営維持のために必要と判断された場合、寄付金を集めることができる。寄付金については金額を定めるものとししない。

(決算)

第16条 本会の決算は、会計監査を経て役員会の承認を受け、総会において報告するものとする。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(会員への周知)

第18条 会長は、同窓会の事業計画、予算及び決算状況等について、本会ホームページ、会報等に掲載し、会員に周知するものとする。

(支部)

第19条 本会に支部をおくことができる。支部の組織運営等については、別に定める。

(会則の変更)

第20条 本会則の変更は役員会の議決を経たうえ、総会において報告する。

附 則

- 1 この会則は、平成17年3月19日から施行する。

附 則（平成17年10月22日改正）

- 1 この会則は、平成17年10月1日から施行する。（※通称の決定に伴う第1条の変更。部会の設置に伴う第12条の2の追加。会則の変更について第20条を追加。）

附 則（平成21年10月25日改正）

- 1 この会則は、平成21年10月1日より施行する。（※特別役員設置に伴う第5条・第7条の変更。寄付金の追加に伴う第15条の変更）

附 則（平成23年10月22日改正）

- 1 この会則は、平成23年10月1日より施行する。（※役員会運営変更に伴う第12条及び会費納入方法の変更に伴う15条の変更）

東北公益文科大学同窓会(公翔会)会費納入について

2011.10.22

大学院生ならびに、平成23年度までの学部入学者

- ・ 課程終了時に、一括、もしくは3回までの分納にて納付する。

平成24年度以降学部入学者

- ・ 前期・後期の学納金の納付時期に併せて納付する。
- ・ 会費の徴収は、大学に委託して行う。
- ・ 入学者の学籍番号、氏名について、大学より受け取り、納付状況の管理を行う。
- ・ 試験区分による、納付開始時期、金額、回数については、以下のとおり。

	試験区分	対応
1	学部新生(編入生を除く)	2年次より、5,000円×6回
2	学部2年次編入生	入学時より、5,000円×6回
3	学部3年次編入生	入学時より、5,000円×4回 不足分の10,000円を卒業時に納付する

- ・ 退学者より申請があった場合は、納付した金額を返金する。
- ・ 退学、除籍後および休学期間中は徴収しない。
- ・ 完納した後は徴収しない。
- ・ 納付された会費に過不足があった場合は、返金、請求を行う。

引落とし対応手順：

公翔会	大学
・ 各学生の納付金額を大学に提示	
	・ 引落とし金額の決定
	・ 学納金とともに、会費の引落としを行う
・ 会費に関する問い合わせに対応	
	・ 入金状況について同窓会に提示
・ 会費の過不足について対応を行う	
	・ 公翔会の口座に振り込み

公翔会

東北公益文科大学同窓会



<http://www.koshokai.org/>